

こんにちは

民生委員・児童委員です。

生活上の心配ごと、
困りごとをご相談ください
相談内容の秘密は守ります

民生委員・児童委員とは
地域住民の立場にたって
地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です(再任が可)。

人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など民生委員法に規定された要件を満た

す人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。

★全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

全国共通の制度として、国民すべてが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準(一定の世帯数ごと)を踏まえつつ市町村(特別区を含む。以下同じ。)ごとに定数が定められています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員は
地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、
専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

主任児童委員とは
子どもや子育てに関する支援を専門に
担当する民生委員・児童委員です。

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、平成6年1月に制度化されました。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、全国で約2万1千人が活動しています。それぞれの市町村にあって担当区域をもたず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の
3つの基本姿勢

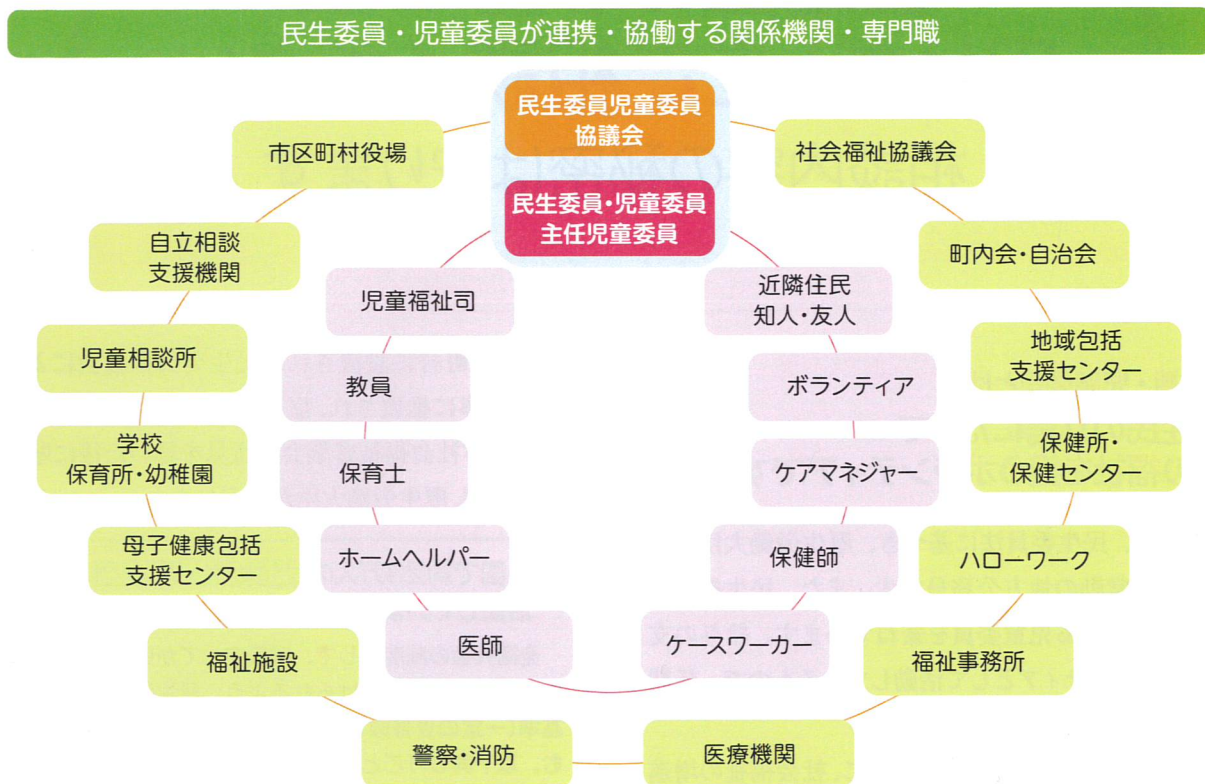
- ・社会奉仕の精神
- ・基本的人権の尊重
- ・政治的中立

幅広い関係者とのネットワークを有しています

民生委員・児童委員は地域住民の抱える悩みごとや地域で発見した課題を解決するために、行政への働きかけ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割を果たします。

また、誰もが笑顔で、安全に、そして安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力して地域の絆づくりを進め、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。

地域住民を見守り、支えるネットワーク



民生委員児童委員協議会（民児協）とは

すべての民生委員・児童委員は市町村の一定区域ごとに置かれる「民生委員児童委員協議会」（民児協）に所属しています。民児協には、民生委員法第20条により市町村の一定区域ごと（町村は原則として全域で一区域）に設置が定められている法定単位民児協と、市、区または郡、都道府県・指定都市に組織される連合民児協とがあります。

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりします。

個人としての民生委員・児童委員を組織としての民児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と連携・協働して地域福祉の推進に取り組んでいます。各民児協において、地域の実情に即した重点目標を掲げ、地域住民が安心して生活できるまちづくりのためにさまざまな取り組みをしています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は皆様の身近な地域で活動しています

詳しくは、市区町村行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの相談窓口にお問い合わせください。

全国民生委員児童委員連合会

事務局 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
Tel 03-3581-6747 / Fax 03-3581-6748
<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

あわらし西部地区民生委員児童委員協議会

【事務局】〒919-0692 あわらし市市姫三丁目 1-1

あわらし市役所福祉課内 TEL 0776-73-8020